

# 支えあいで安心の高齢期を 介護保険ってどんな保険？

## Part ④

### ～要介護認定の申請の仕方～

65歳以上で介護サービスの利用が必要になった人は、まず「要介護認定」を受ける必要があります。「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要かを判断するための審査です。

#### 1. 申請する

申請の窓口は、役場健康福祉課です。申請は本人のほか家族でもできます（次のところにも申請の依頼ができます。地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護保険施設）。

##### 申請に必要なもの

①申請書(役場の窓口にあります)

②介護保険の保険証(40～64歳の方は健康保険の保険証も必要になります)

※申請書には、主治医の氏名・医療機関名、所在地、電話番号を記入する欄があります。事前に依頼医師を決めておいてください。



#### 2. 介護認定のための調査を受ける

**訪問調査** 町の職員などが自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

##### 主治医の意見書

申請書に記入した主治医に、町から主治医意見書の作成を依頼します。



#### 3. 判定

訪問調査の結果や主治医意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査し介護度を決定します。



#### 4. 結果の通知

結果は原則として申請日から30日以内に届きます。決定した要介護度に応じて、利用できるサービスや月々の利用限度額などが決まります（介護サービスは、原則1割の自己負担で利用できます）。

要介護度	利用できるサービス	居宅サービス利用限度額(1ヵ月)
要介護5	<b>在宅でのサービス</b> または <b>施設に入所するサービス</b> を利用できます	35万8,300円
要介護4		30万6,000円
要介護3		26万7,500円
要介護2		19万4,800円
要介護1		16万5,800円
要支援2	<b>在宅でのサービス</b> を利用できます	10万4,000円
要支援1	を利用できます	4万9,700円
非該当(自立)	介護保険によるサービスは受けられません (社会福祉協議会などが行う、運動機能訓練の教室や相談事業などが利用できます)	利用できません。

1月号では、介護サービスの利用についてお知らせします。

問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎ 54-3111(内線153)